

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期間入札の公告

令和 7年 3月25日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今津 泰佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月10日から 令和 7年 4月17日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月23日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月14日 午後 1時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1~3	1,860,000 1,488,000	一括	372,000	47,253	0
1	240,000				
2	860,000				
3	760,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 宋栗市一宮町安積字下モ林
地 番 284番
地 目 雑種地
地 積 99平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 宋栗市一宮町安積字下モ林
地 番 285番3
地 目 宅地
地 積 358.98平方メートル
- 3 所 在 宋栗市一宮町安積字下モ林285番地3
家屋 番号 285番3
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 123.69平方メートル
(現況)
種 類 事務所兼作業場
床 面 積 約228.69平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 2月12日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- 1 所 在 宍粟市一宮町安積字下モ林
地 番 284番
地 目 雑種地
地 積 99平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 宍粟市一宮町安積字下モ林
地 番 285番3
地 目 宅地
地 積 358.98平方メートル
- 3 所 在 宍粟市一宮町安積字下モ林285番地3
家屋 番号 285番3
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 123.69平方メートル
(現況)
種 類 事務所兼作業場
床 面 積 約228.69平方メートル



令和6年(ケ)第10019号

令和6年11月25日受理

令和6年12月25日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 佐藤 彰彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林 |
| | 地 番 | 284番 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 99平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林 |
| | 地 番 | 285番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 358.98平方メートル |
| 3 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林285番地3 |
| | 家屋 番号 | 285番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 123.69平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	宍粟市一宮町安積285番地3
土地	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1, 2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる(■主たる建物 □附属建物) ■種類:事務所兼作業場 □構造: ■床面積:約228.69㎡
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を、事務所兼作業場として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物では、昭和50年頃の父の代から塩垣祥泉堂という屋号でふすまや障子の張替え及び掛け軸の販売をしていましたが、3、4年前に病気で仕事ができなくなったため、現在は妻が週に1、2回ここで仕事をしています。登記上は居宅となっていますが、事務所兼作業場です。2 本件建物は、父が亡くなってから奥と西側に増築しました。雨漏りが数か所あり、床が抜けている箇所もあります。3 本件土地の境界について争いは特にありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、公図、地積測量図、建物図面（各階平面図）及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1及び2土地は、物件3建物の敷地として一体利用されていて、三方が道路及び田で囲まれ、隣地との境界はおおむねはっきりとしている。
- 3 物件3建物は、南東及び南西方向に増築がある。南西側はシャッターの入り口があり車庫として利用していたそうであるが、現在は倉庫となっている。南東方向の増築については、債務者兼所有者に聞きながら時間をかけて調査し、資材の違うところを見つけて認定した。
- 4 物件3建物は、増築部分も含め、経年劣化のため複数の箇所ですみずみで雨漏りがひどく、天井が抜けているほか、床も抜けている箇所がある。
- 5 道路側にある物置は置いただけの動産と史料する。

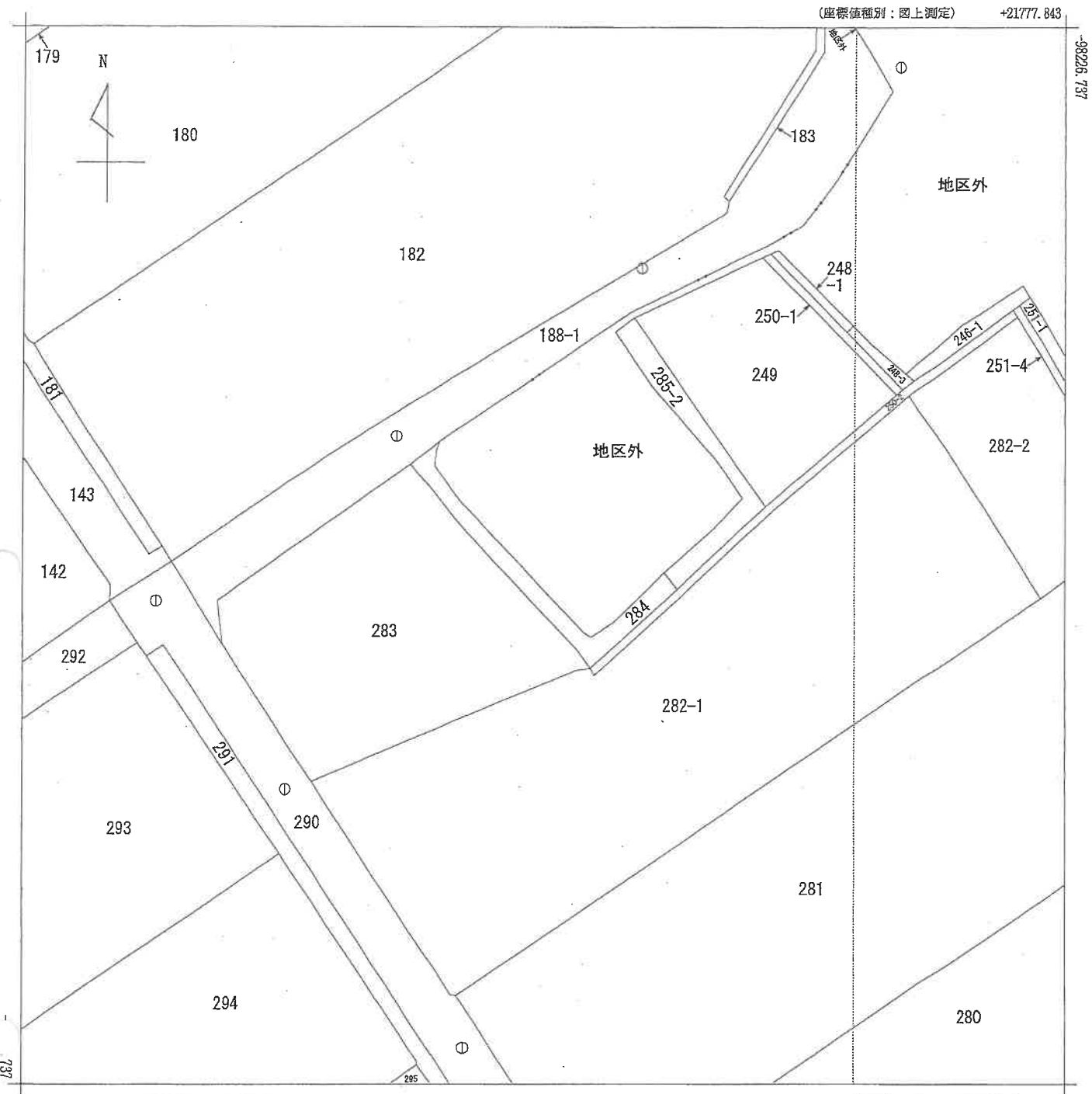
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月27日(水) 15:15-15:32	神戸地方法務局龍野支局	公図及び登記簿謄本交付申請(受領)
令和6年11月29日(金) 12:58-13:29	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影、立入調査期日通知書を投函(返信用110円)
令和6年12月11日(水) 14:25-15:42	物件所在地	物件立入調査、占有者に聴取調査、評価人同行、写真撮影
令和6年12月23日(月) 14:18-14:21	執行官室(電話発信)	債務者兼所有者から聴取調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

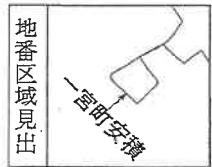
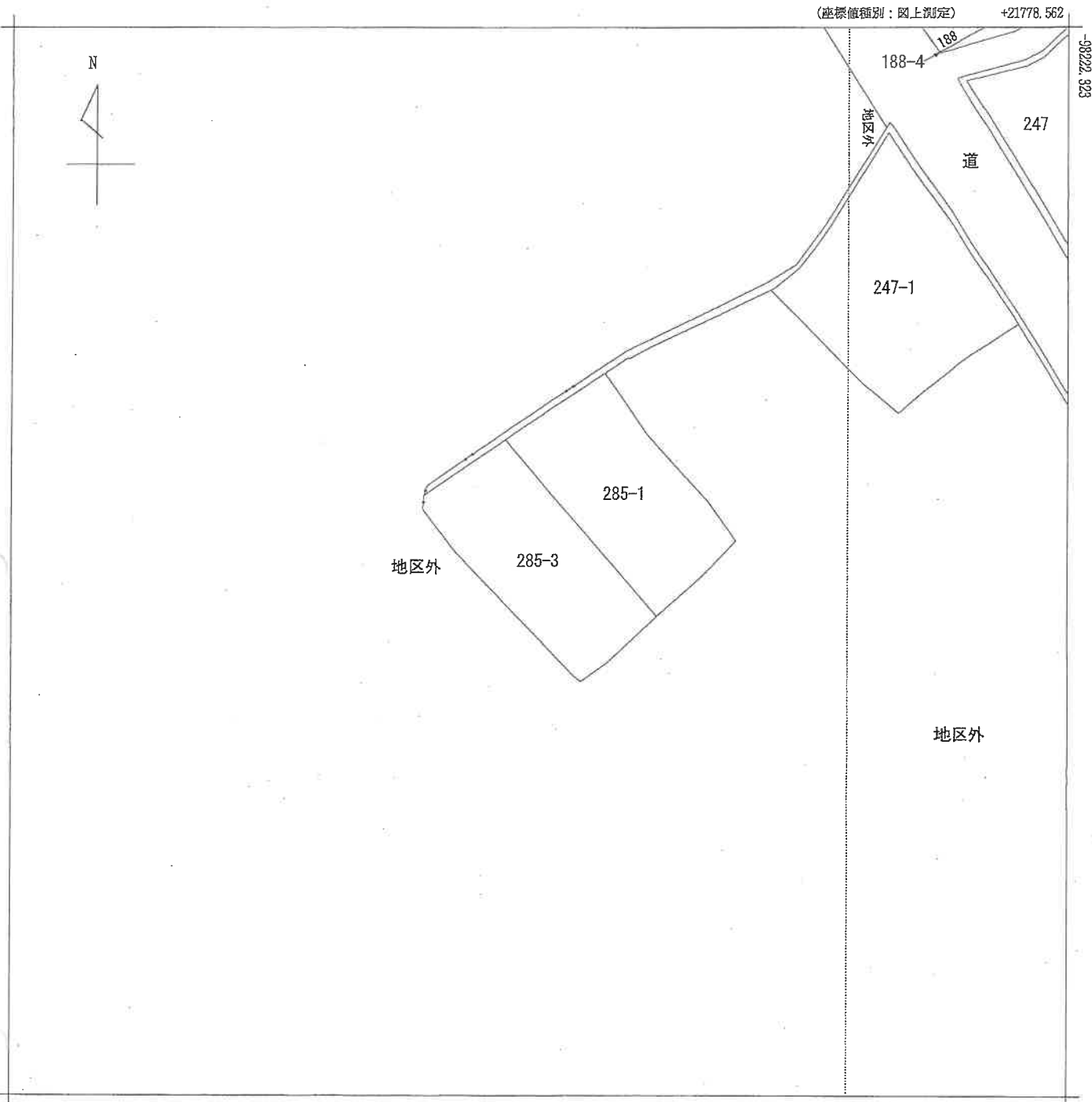
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



請求分	所在	突粟市一宮町安積字下毛林				地番	284番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和51年10月			備付年月日(原図)	昭和55年3月29日		補記事項		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである



請求分	所在	茨城県一宮町安積字下毛林				地番	285番3				
出縮	力尺	1/500	精度区	乙一	座標系 番号又は 記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和45年4月				備付年月日 (原図)			補記事項			

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：昭和47年7月17日

前 285-1 後 新

地番 ~~285-1~~ 285-3

土地の所在 茨城県一宮町安積字下林

主地積 測量 図

昭和七年八月拾八日

作製者

作製年月日

① 285-1 花積表

① 17.6 × 22 = 144.32

② 24.8 × 4.6 = 114.08

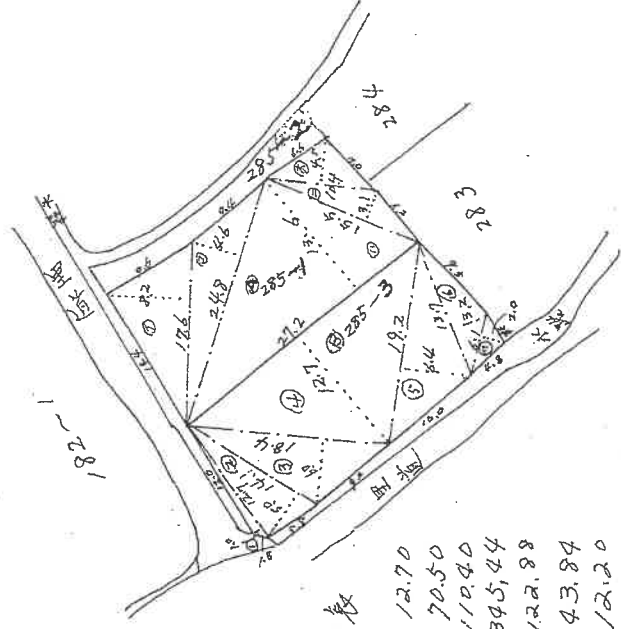
③ 27.2 × 13.6 = 369.92

④ 15.5 × 31 = 480.5

⑤ 10.4 × 40 = 416.0

計 717.97

面積 358.985



② 285-3 花積表

① 12.7 × 10 = 127.0

② 14.1 × 5.0 = 70.50

③ 18.4 × 6.0 = 110.40

④ 27.2 × 12.7 = 345.44

⑤ 19.2 × 6.4 = 122.88

⑥ 13.7 × 3.2 = 43.84

⑦ 6.1 × 2.0 = 12.20

計 717.96

面積 358.98

(日 属 理 記)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

縮尺 1/500 1/

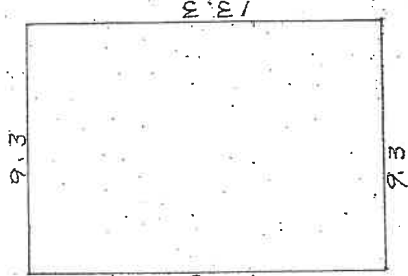
(日本土地家屋調査士会連合会用紙) 123000

登記年月日：昭和50年12月12日

建築物階平面図

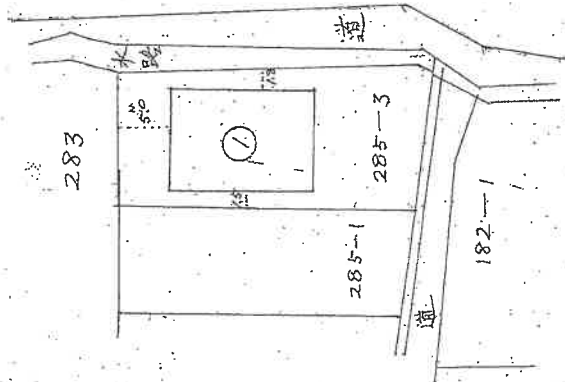
家屋番号	285-3
建築物の所在	茨城県一宮町安積 [Redacted]

285-3



$$13.3 \times 9.3 = 123.69$$

床面積 123.69

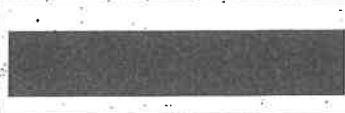


昭和50年拾貳月拾陸日
製作年月日

製作者



申請人



(日調連15)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

158517

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(9 枚目)

182



②

市(約分)道
(有効)

285-1

①

286-3

②

284
①

③

283

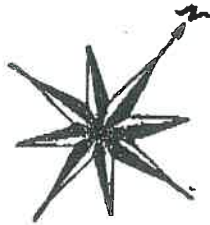
※丸数字は物件番号を示す。

水路
280-2

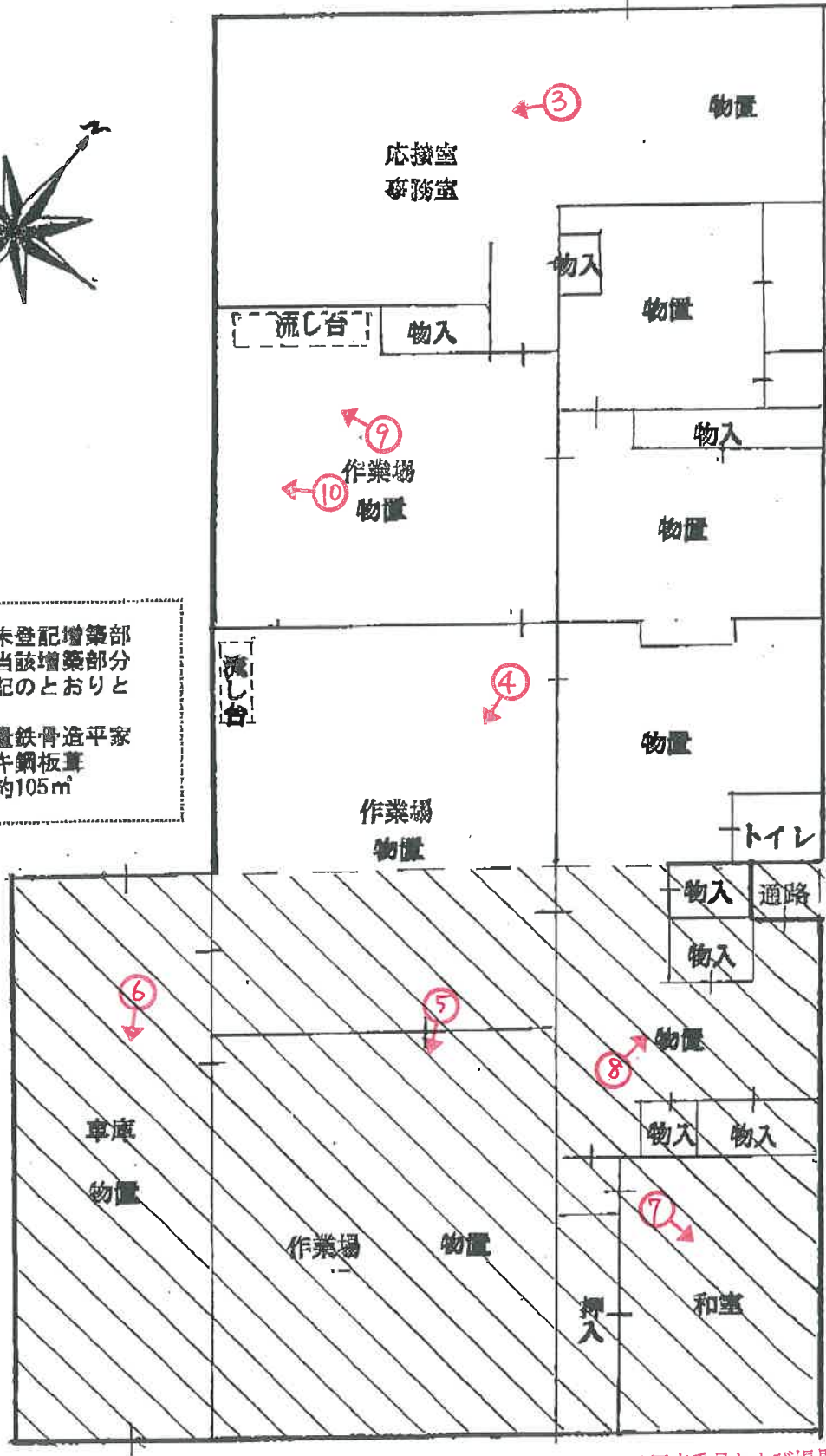
(←○は写真番号および撮影位置・方向)

現況見取図

物件 3



斜線部は未登記増築部分であり、当該増築部分の概要は下記のとおりと推定した。
 構造：軽量鉄骨造平家
 葺：亜鉛メッキ鋼板葺
 床面積：約105㎡



(←○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取図



1



2



3



4



5



6

(13 枚目)



7



8



9

(14 枚目)



10

(15 枚目)

令和 6 年 (ケ) 第 10019 号
令和 6 年 12 月 11 日 現地調査
令和 6 年 12 月 27 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三浦一範

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,860,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金240,000円
物件2 (土地)	金860,000円
物件3 (建物)	金760,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1・2	所在地 地目積	物件目録記載のとおり	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記参照
特記事項			
	<p>● 物件3について 物件3建物には未登記の増築部分（概測数量：約105㎡）が存しており、現況の床面積及び公簿上の記載と異なる種類については下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類：事務所兼作業場 ・床面積：約228.69㎡ 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1・2)

位置・交通	JR線 播磨新宮駅の 北方 約26km (道路距離) (附属資料位置図参照)	
付近の状況	宍粟市役所の北方約12.4km (直線距離)、引原川左岸、国道29号の西側に位置し、農地が広がるなか中規模の一般住宅が見られる農村集落地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 ----- --- % --- % 防火指定なし 特になし
画地条件	規模 457.98㎡ の ほぼ整形地 (登記数量) 間口×奥行 約15m×約30.5m	
接面道路の状況	北西側 約4.2m市道 (有効)	
土地の利用状況等	物件1・2は物件3建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件土地北西端部に物置 (動産) が設置されている。 ・ 兵庫県CGハザードマップによれば、本件土地周辺の洪水によって想定される浸水深は「5～10m未満の区域」に色分けされている。 	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和50年12月1日 新築 経過年数 49年程度 経済的残存耐用年数 既に耐用年数を徒過している。
仕 様	構 造 : 軽量鉄骨造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : 金属折板 内 壁 : 塗壁・クロス等 天 井 : 板・ボード等 床 : タタミ・化粧合板等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積(現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 事務所兼作業場 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・建物設備等については、現場でその存在を確認したのみで、これらの品質を保証したり、正常に機能すると保証するものではない。 ・建物内部は増築部分も含め複数箇所雨漏りがひどく、天井が抜けているほか、床も抜けている箇所が認められた。また、建物に係る観察減価において、これらのほか間取り・経年に伴う使用資材等の陳腐化、設備型式の旧式化等の機能的要因等を考慮する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	10,200	1.00	99.00	0.80	810,000
2	10,200	1.00	358.98	0.80	2,930,000
(合計)	-----	---	457.98	----	3,740,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 < 宍粟 (県) -6 >

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $15,100 \times 99/100 \times 100/100 \times 100/147 \div 10,200$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要 (1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/105 \times 100/100 \times 100/140 \times 100/100 = 100/147$

イ 個別格差：不要 (1.00)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 の 価 格(円) ア×イ×ウ
3	100,000	約 228.69	0.03	690,000
(合計)	-----	約 228.69	----	690,000

ウ 現価率

(物件3)

対象建物は既に経済的全耐用年数を満了しており、観察減価を考慮のうえ、その経済価値は残価率(3%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	810,000	0.30	法定地上権	240,000
2	2,930,000	0.30	法定地上権	880,000
				1,120,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	810,000	-240,000		0.70	0.60	240,000
2	2,930,000	-880,000		0.70	0.60	860,000
3	690,000	+1,120,000	1.00	0.70	0.60	760,000
一括価格(合計)						1,860,000

ウ 占有減価修正 : ±0% : 必要なし
 エ 市場性修正 : ▲30% : 需要の乏しい農村集落地域内の土地建物等
 オ 競売市場修正 : ▲40% : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 < 宍粟（県）-6 >
所 在 : 宍粟市一宮町安積字下モ曲里1295番4
価 格 : 15,100円/㎡
位 置 : JR線「播磨新宮」駅より道路距離25000m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 258㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側が幅員5.5m市道に接面
用途指定等 : 都市計画区域外（建ぺい率---%, 容積率---%）
地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域

- 2 固定資産税評価額（令和6年度）
物件1 : 716,067円
物件2 : 2,596,502円
物件3 : 1,056,525円

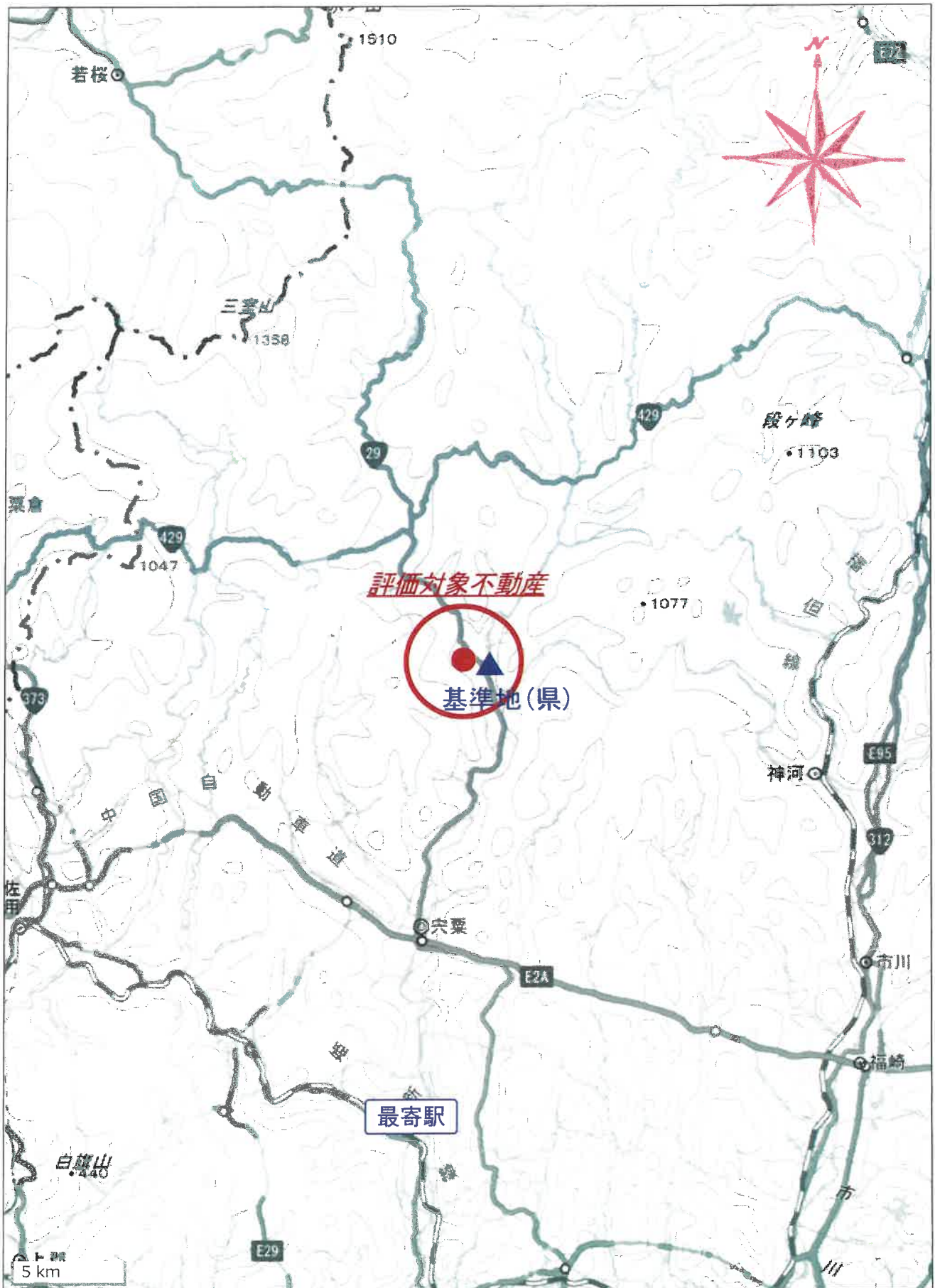
第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 現況見取図・建物間取図
- 6 現況写真

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林 |
| | 地 番 | 284番 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 99平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林 |
| | 地 番 | 285番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 358.98平方メートル |
| 3 | 所 在 | 宍粟市一宮町安積字下モ林285番地3 |
| | 家屋 番号 | 285番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 123.69平方メートル |



※国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

所在位置略図

地形図 中心地は一宮町安積付近を表示しています



茨粟市役所白図 **物件所在図**

この図面は、茨粟市の内部資料につき、法務局の公図と異なる場合があります。この図面は、権利関係には使用できません。この図面の登記情報は、令和6年1月1日時点の情報です。

1:2,500
0 30 60 120 m

作成日付： 令和6年12月4日

(座標値種別：図上測定)

+21777.843

-98286.737

179

N

180

183

地区外

182

188-1

248

-1

250-1

249

285-2

251-4

282-2

地区外

143

142

283

284

292

282-1

293

290

281

294

280

+21652.843

(座標値種別：図上測定)



請求部分	所在 兵庫県一宮町安積字下毛林				地番	284番			
出方尺	1/500	精度区分	甲三	座標系 番号又は 記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和51年10月			備付年月日 (原図)	昭和55年3月29日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局龍野支局管轄)

令和6年2月8日

神戸地方方法務局

登記官

※A3をA4に縮小した。

公図写

請求番号：29-4

(1/1)



188-4
188
道
247

247-1

285-1

地区外

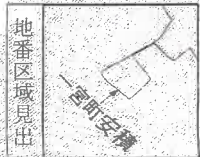
285-3

地区外

COPY

COPY

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	六栗市一宮町安積字下毛林				地番	285番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系 番号 記号	V	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和45年4月			備付年月日 (原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方務局龍野支局管轄)

令和6年2月8日

神戸地方務局

登記官

請求番号：29-1

(1/1)

※A3をA4に縮小した。

公 図 写

登記年月日：昭和47年7月17日

地番 285-3

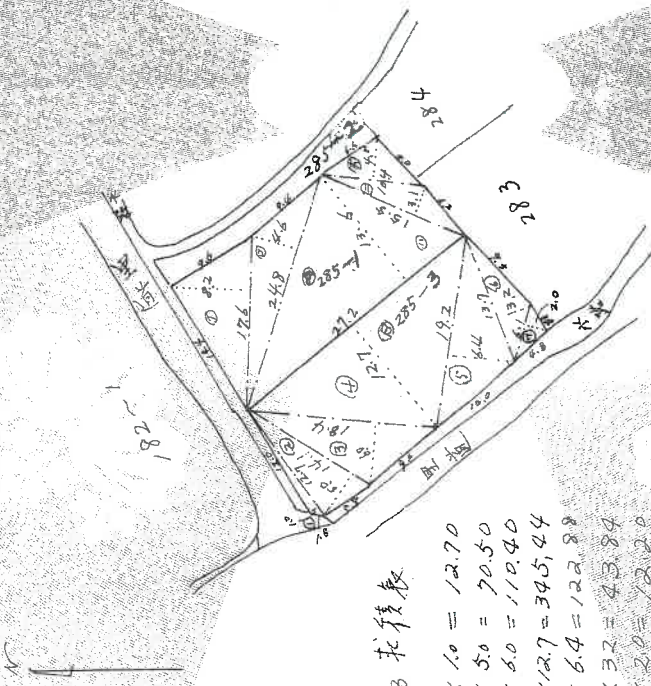
土地の所在 兵庫県 姫路市 宮前町 宮前字 下林

主地 地積 測量 図

昭和四十七年六月十八日 製作年月日
申請人

① 285-1 求積表

①	17.6 × 2.2 =	144.32
②	24.8 × 4.6 =	114.08
③	27.2 × 13.6 =	369.92
④	15.5 × 3.1 =	48.05
⑤	10.4 × 4.0 =	41.60
計		717.97
面積		358.985



② 285-3 求積表

①	12.7 × 1.0 =	12.70
②	14.1 × 5.0 =	70.50
③	18.4 × 6.0 =	110.40
④	27.2 × 12.7 =	345.44
⑤	19.2 × 6.4 =	122.88
⑥	3.7 × 3.2 =	43.84
計		717.96
面積		358.98

(日本土地家屋調査士会連合会印) 123000

縮尺 1/500 1

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方支務局 龍野支局 管轄)
令和6年2月8日 神戸地方支務局 登記官

※A3をA4に縮小した。
地積測量図

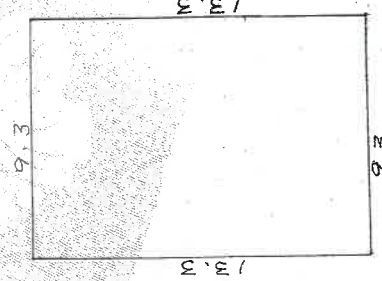
請求番号：29-2

登記年月日：昭和50年12月12日

建築物平面図

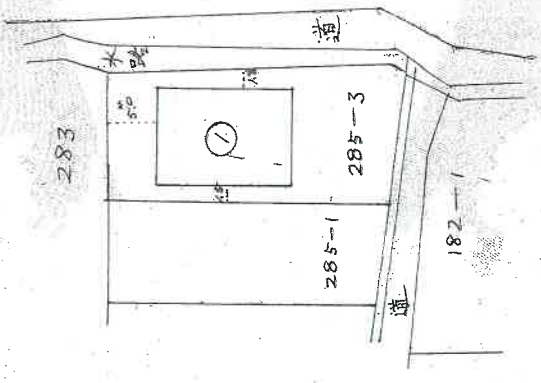
家屋番号	285-3
建築物の所在	兵庫県神戸市東灘区安積

製作年月日	昭和50年拾月拾陸日
申請者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



$13.3 \times 9.3 = 123.69$

床面積 123.69



縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

158517

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方支務局龍野支局管轄)

令和6年2月8日

神戸地方支務局

登記官

※A3をA4に縮小した。

建物図面

請求番号：29-3

令和6年(平)第10019号



182

市(約9.4m)道
(有効)

285-3
②

285-1

284
①

③

283

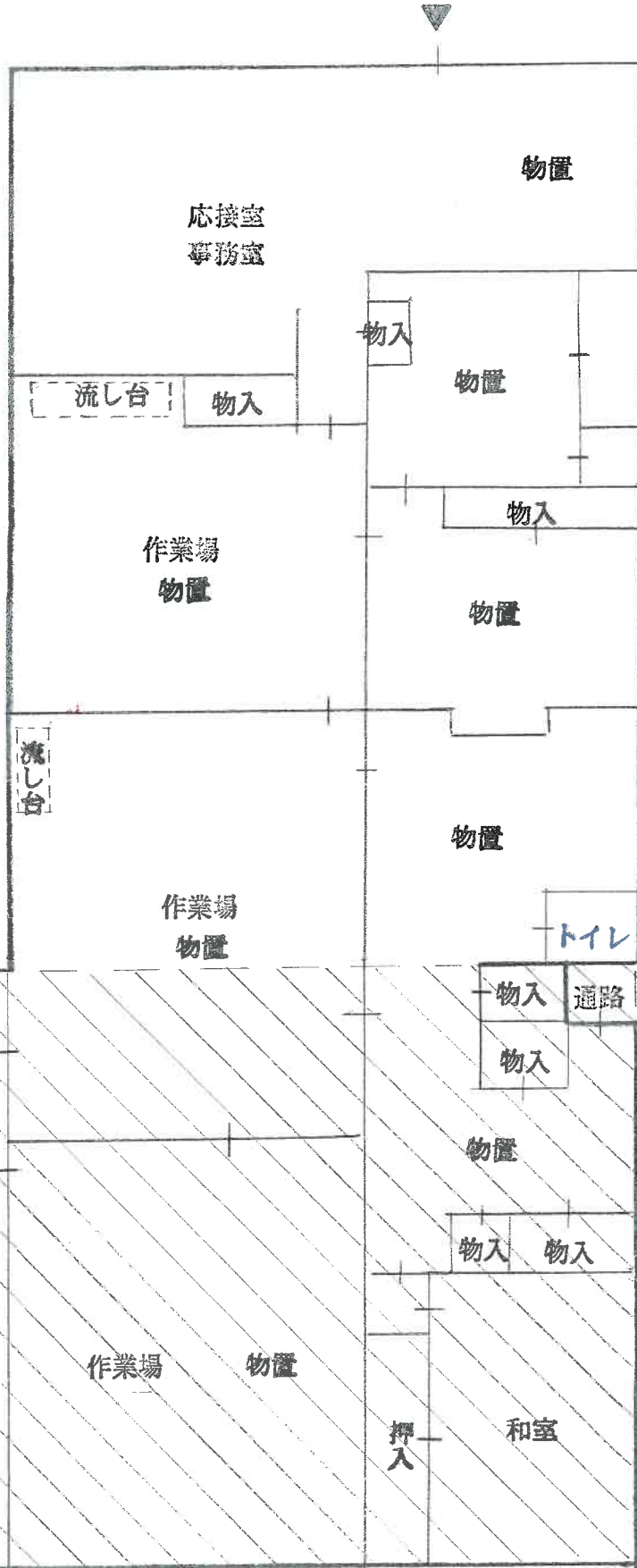
※丸数字は物件番号を示す。

水路

250-2

現況見取図

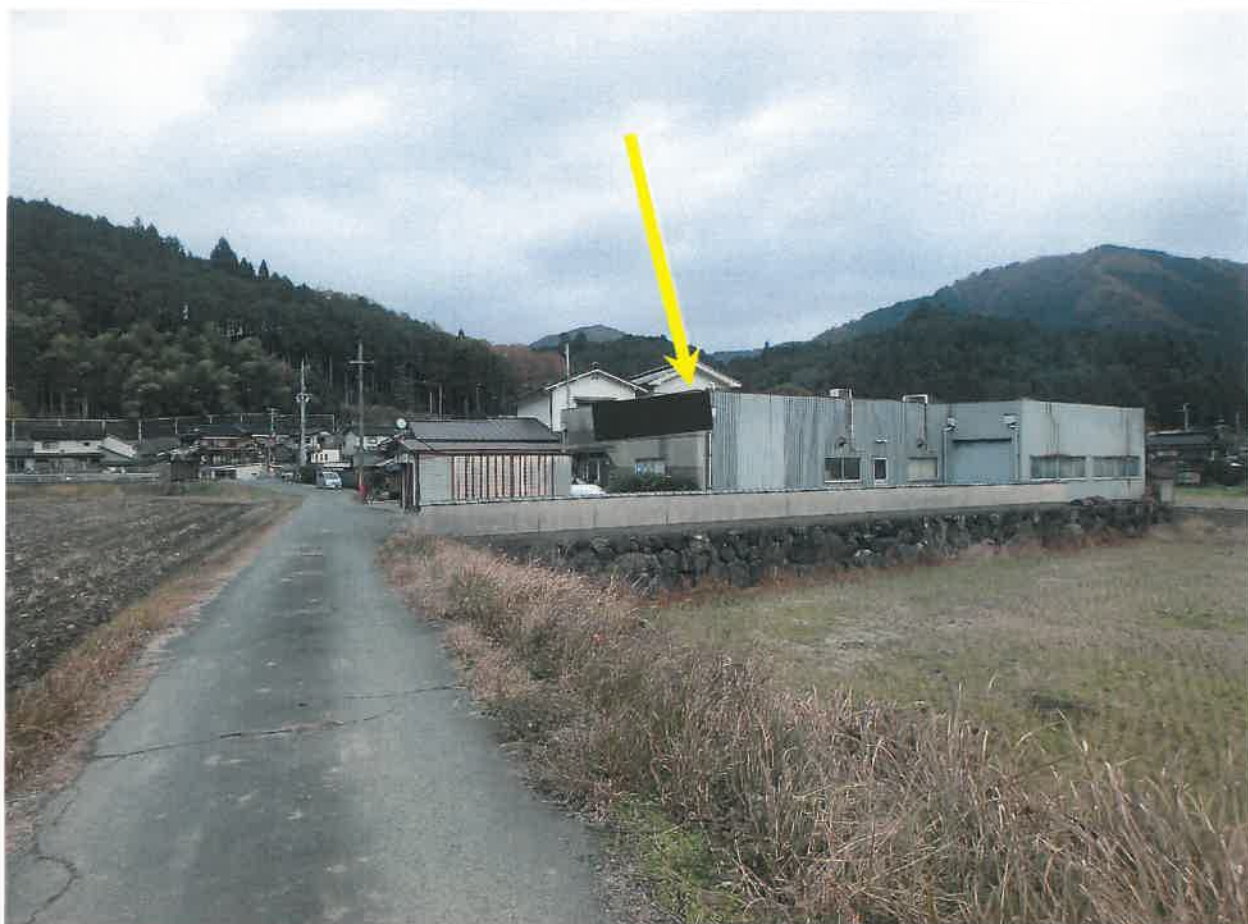
物件 3



斜線部は未登記増築部分であり、当該増築部分の概要は下記のとおりと推定した。
構造：軽量鉄骨造平家
建垂鉛メッキ鋼板葺
床面積：約105㎡

建物間取図

写 真 ①



写 真 ②



写真 ③



写真 ④

